

随意契約の結果

【平成30年6月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
30-森之宮第2外1団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年6月7日	三菱電機ビルテクノサービス(株) 東京都荒川区荒川7-19-1	5010001030412	147,246,120円	144,936,000円	98.4%	本工事は、UR賃貸住宅(森之宮第2外1団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-			-	
30-サンヴァリエ針中野外2団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年6月7日	日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区岩本町1-10-3	8010001032926	72,755,280円	70,470,000円	96.9%	本工事は、UR賃貸住宅(サンヴァリエ針中野外2団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-			-	
30-武庫川外9団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年6月7日	(株)日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101	2010001027031	403,310,880円	392,040,000円	97.2%	本工事は、UR賃貸住宅(武庫川外9団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者の系列会社で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-			-	
30-パークシティふれあいのまち外2団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 西村 志郎 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-8 5	平成30年6月7日	日本オーチス・エレベータ(株) 東京都文京区本駒込2-28-8	9010001075825	61,974,720円	60,480,000円	97.6%	本工事は、UR賃貸住宅(パークシティふれあいのまち外2団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-			-	

随意契約の結果

【平成30年6月分】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
【URコミュニティ本社】30 ーボートサイド薬港団地エレ ベータ設備修繕工事	業務受託者 (株)URコミュニティ コミュニティ推進部担当部長 池野 孝司 大阪府大阪市城東区森之宮 1- 6-111	平成30年6月28日	三精テクノロジーズ(株) 大阪府大阪市淀川区宮原 4 -3-29	3120901006634	34,151,760円	34,020,000円	99.6%	本工事は、機構賃貸住宅に設置されたエレベーター に対して安全機能を強化する改修工事であり、当該エレ ベーター設備の動作と連動して機能する安全装置を 追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主 とする工事である。 既存エレベーター設備と連動させるためには、当該 エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プロ グラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、 機能させる必要がある。 このように、本工事は既設エレベーター設備と密接 不可分の関係にあり、既設設備、追加する安全装置等 の機能を熟知している者と契約することが不可欠であ る。よって、会計規程第51条第3項第1号の規程に 基づき、当該エレベーターの製造業者で、かつ当該エレ ベーターの保守管理業務を履行している当該業者と 随意契約を行ったものである。	-				